

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社アルテ
- (2) 代 表 者 代表取締役 武藤 恵子
- (3) 所 在 地 藤井寺市古室一丁目 2 番 28 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事 業 所 名 児童デイサービスまつぼっくり
- (2) 所 在 地 羽曳野市蔵之内 292 番地
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分日年月日

令和 7 年 3 月 26 日（水曜日）

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 7 年 3 月 31 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正請求

管理者は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月において、「強度行動障害児支援加算」の支援計画シートの作成ができておらず、加算要件を満たしていないことを認識しながら、当該加算を不正に請求し受領した。これは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号に該当するため。